一宮市立千秋東小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

◎本校の教育目標

知・徳・体の調和のとれた、未来を拓くたくましい児童の育成を図る。

かしこく 自ら学び 自ら考える子 **あかるく** 自らを律し、他を思 いやる心をもつ子/ たくましく 健康で、意欲的に 、活動する子

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童もいじめの被害者にも加害者にもなりうる。

これらの基本的な考えを基に、児童の尊厳を守り、いじめに向かわせないために、教職 員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的にいじ めに対応していく。また、いじめの防止等の対策は、学校、家庭、地域住民その他の関係 機関の連携の下に進めていく。

学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。そこで、児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの未然防止に取り組むとともに、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

「いじめ・不登校対策委員会」は校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、いじめ等対策主任、不登校対策主任、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

(1)「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づき、組織的な対応を図る。
- ・教職員による取組評価を行い、「いじめ・不登校対策委員会」及び「学校運営協議会」において、学校におけるいじめ防止対策を検証し、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通 理解を図る。
- ・いじめアンケート、一日観察日、個人面談等(教育相談)の結果の集約、分析、 対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況を発信する。
- ・コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) を活用して、地域全体のいじめ 防止意識の向上に努める。

エ いじめに対する措置(いじめ事案への対応)

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正 確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応 する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・ 支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心(他者理解)の醸成を図る。
- イ 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
 - ・いじめアンケート、個人面談(教育相談)を実施して、学級経営を見直し、より良い学級づくりに努める。
 - ・申し送り個票等を作成し、いじめの状況やその後の児童同士の関わりについて把握 できるように努める。
- ウ 教師、保護者、地域の方が、児童にとって重要な他者(大人)となるように、日頃 から児童理解に努め、意識的に声をかける。
- エ よく分かる授業を展開し、教師が児童一人一人の授業へ取り組む姿勢や態度、習熟度を認めることによって、自己肯定感と充実感を味わわせる。
- オ いじめが心配される事案があった場合にもいじめの可能性を考え、周り又は全員にいじめは許されない行為であることを呼びかけ、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ 集会等でのいじめ未然防止の講話を行う。
- キ 児童の話し合い活動などの主体的な活動を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止の意識を高める。
- ク 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、「ネット上のいじめ」の被害者、加害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 日頃の児童のささいな変化や気になる行為に関して、情報を共有し、組織的に見守 り・支援できる全校体制を整える。
- イ いじめアンケート、個人面談(教育相談)の定期的な実施(各学期1回以上)や、 一日観察日の実施(月1回以上)を通して、児童の小さなサインを見逃さないように 努める。
- ウ 過去にいじめ被害に合った児童に対し、継続的な観察と支援を行う。
- エ 通学の見守り隊や保護者や地域の方から情報を得るように努める。
- オ 児童が相談しやすい環境を整える。
 - ・教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努める。

- ・相談箱等を設置し、児童が担任以外の職員にも相談できるようにする。
- ・県及び市のスクールカウンセラーの相談日を全家庭に紹介する。
- ・電話相談窓口の一覧を全家庭に紹介する。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
 - ① 加害児童が、自分の行為が被害児童にとっていじめであると認知できるように指導する。
 - ② 加害児童は、被害児童に心から謝罪できるように指導する。
 - ③ 加害児童は、自己反省し、今後の適切な言動を指導する。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー、警察署、児童相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ 「ネット上のいじめ」への対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応するとともに、関係諸機関との連携を図る。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

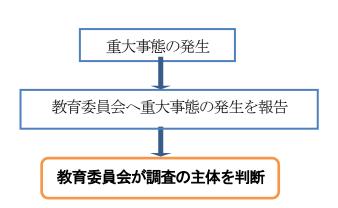
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価を実施し、「いじめ・不登校対策委員会」及び「学校運営協議会」において、いじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1)「いじめ対策ハンドブック」(一宮市教育委員会・一宮市いじめ対策推進委員会作成) を参考にいじめ対策に取り組む。
- (2) いじめ対策に関する校内研修を実施したり、教育委員会等が主催する講演会や事例研究会に関係職員を参加させたりして、児童理解やいじめの未然防止及びその対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (3)「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページに掲載する。
- (4) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



学校が調査主体の場合

学校に重大事態の調査組織を設置

※「いじめ・不登校対策委員会」が調査組織の母体となる。

※組織の構成については、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係 または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、 当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

事実関係を明確にするための調査を実施

因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- ※事実としつかり向き合う姿勢を大切にする。
- ※関係諸機関との連携を図る。

いじめを受けた児童及びその保護者へ適切な情報提供

※関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。

※調査に当たって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の 在校生や保護者に対し、必要に応じて説明をする。

調査結果を教育委員会に報告

※希望があれば、いじめを受けた児童または保護者の所見をまとめた文書も 調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

※調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。

※再発防止に向けた取組の検証を行う。

<一宮市立千秋東小学校いじめ防止取組の年間計画>

	「いじめ・不登校対策委員会」		未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4 月	P	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認	○相談室やSCの児童、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導(心と体の成長)	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知○身体測定○アンケート	○PTA総会 ○見守り隊結成式
5 月	D	○現職教育①	○「さつまいもの苗植え」 (異学年交流活動) ○Q-Uの実施(4~6年) ○福祉実践教室	○アンケート	○あいさつ運動
6 月			○ピアサポート	○心のアンケート ○教育相談週間	○学習発表会
7 月	C	○全教職員による「取組 評価アンケート」の実 施→検証	○情報モラル指導 (ネットモ ラル)	○アンケート	○個人懇談会 ○学校運営協議会委員 への授業の公開
8月	Ă	○中間評価→検証 ○現職教育②			
9 月	P		○セルフディフェンス講座 開催	○身体測定○アンケート	○学習発表会○学校運営協議会委員への学校行事の公開
10		○現職教育③		○アンケート	○学校運営協議会委員への中学校の授業の公開○あいさつ運動
月	D		○「さつまいもの収穫」(異学年交流活動)○ふれあいフェスティハ・ル (異学年交流活動)○Q-Uの実施(4~6年)	○心のアンケート ○教育相談週間	○地域の方との交流会○運動会
12	Ĭ	○全教職員による「取組 評価アンケート」の実施 →検証	○人権週間(講話)○赤い羽根募金活動○児童のいじめ撲滅に向けた主体的活動(児童集会)○ピアサポート	○アンケート	○個人懇談会○学校運営協議会委員への授業の公開
1 月	A		○保健指導(命の大切さ)	○身体測定○アンケート (早めに やる)	○公開授業 ○学習発表会
2 月		○学校評価	○ピアサポート○10さいの集い(4年)	○心のアンケート ○教育相談週間	○学校運営協議会で「学校評価」の分析を行う。○見守り隊情報交換会
3 月		○評価を基に「基本方 針」の見直し	○卒業生を送る会	○アンケート	
年	P ^	○校内のいじめに関する情報の収集○対応策の検討	○集会における校長講話○道徳教育○体験活動の充実○分かる授業の充実○情報交換	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○日記指導	○あいさつ運動 ○見守り隊

[※]いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。